平成２１年（フ）第５８８号
高知市南万々39番地６　東側
債務者　前田　妙子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９５号
高知市桟橋通３丁目18番11号
債務者　堀内　純也
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０１号
高知市前里16番地５　レジデンス前里202
債務者　甲田　史江
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０８号
高知市薊野北町２丁目６番18号　コーポあざみの101
債務者　栗林　弓歌
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１０号
高知市一宮徳谷16番22号　サンライフ中尾203号
債務者　中屋富美子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１５号
高知県土佐市甲原111番地
債務者　立野　道悦
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１８号
高知市高須新町１丁目５番３号
債務者　松下　良江
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２１号
高知市丸池町８番２号　市住33号
債務者　津野　和代
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３０号
高知市朝倉甲222番地４、住民票上の住所高知市神田185番地15
債務者　水田さおり
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４６号
高知県土佐市宇佐町宇佐2786番地
債務者　杉野　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９号
高知県須崎市浦ノ内塩間64番地の４
債務者　横山　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第８０号
高知県須崎市浦ノ内塩間64番地の４
債務者　横山　利香
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第８９号
高知県吾川郡仁淀川町竹ノ谷445番地
債務者　山中　克弘（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１１５号
福岡県飯塚市相田181番地41
債務者　神﨑　雅貴
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１１８号
福岡県飯塚市下三緒33番地４　市営山内第２住宅８棟31号
債務者　髙岩　和子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１２４号
福岡県飯塚市勢田151番地　福ヶ坂団地12号
債務者　浅田　節男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１２９号
福岡県嘉麻市口春664番地６、前住所福岡県嘉麻市口春666番地
債務者　迫尾　裕子（旧姓河野・坂下）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３４７号
福岡県小郡市小郡1073番地１―203号
債務者　福田　宏樹
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部